

（座席ベルト）

第74条 保安基準第66条の2並びに細目告示第254条の2、第270条の2及び第286条の2の規定は、令和2年3月31日までの間は、適用しない。

2 令和3年3月31日以前に製作された原動機付自転車（二輪の原動機付自転車及び最高速度20キロメートル毎時未満の原動機付自転車並びに付随車を除く。）については、保安基準第66条の2第1項中「防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止する」とあるのは「防止する」と、細目告示第270条の2第2項及び第286条の2第2項中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号まで」と、細目告示第270条の2第2項第2号及び第286条の2第2項第2号中「でき、かつ、上半身を過度に前傾しないようにする」とあるのは「できる」と読み替えることができる。